

そのほかにも 子育て世帯への支援がたくさん！

子育てこそ伊達！

児童手当などのご案内♪

各給付、助成
制度のご案内
はこちら▶



☎ ネウボラ推進課子育て支援係 ☎ 573-5652



物価高対応 子育て応援手当

【対象】
令和7年9月分の児童手当受給者
および令和7年10月～令和8年3
月出生の児童を養育する父母など

【助成額】
児童1人あたり一律2万円(1回限り)

【申請と期限】
令和8年1月以降に出生届を提出
した人などは、申請が必要です。5
月29日☎までに申請してください。

【その他】
3月中に申請書を提出した人には4
月末に手当を支給します。



詳細は市ホームページ▶

医療費助成(こども・ひとり親)

【助成対象】
・保険診療による自己負担額
・入院時食事医療費
(※対象外、他制度優先
となる場合があります)



こども



ひとり親

詳細は市ホームページ▶

妊婦のための支援給付

☎ ネウボラ推進課ネウボラ推進係 ☎ 573-5687

【対象】
伊達市に住所があり、妊婦給付認定を受けた妊婦
※妊婦給付認定を受けるには、医師による胎児心
拍確認が必要です

【支給額】
【1回目】妊婦一人あたり5万円
【2回目】妊娠した胎児一人あたり5万円



詳細は市ホームページ▶

難聴児補聴器 購入費などの助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽
度・中等度の難聴児の言語習得やコミュ
ニケーション能力向上のため、補聴器の購入・
修理費用の一部を助成します。

【対象】
①～③の要件をすべて満たす満18歳未満の児
童の保護者(所得制限などの他条件あり)

- ① 伊達市に住所を有している
- ② 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上
70デシベル未満で身体障害者手帳の交付
対象とならない(30デシベル未満でも医
師が装用の必要を認めた場合は対象)
- ③ 補聴器の装用により、言語習得など一定の
効果が期待できると医師が判断する



【助成額】
市で定める基準額の範囲内で購入や修理費用
の3分の2

【その他】
購入前の申請が必要です。すでに購入・修理
された補聴器は、助成の対象になりません。
詳細は担当課にお問い合わせください。

児童手当

【対象】 伊達市に住所を有し、0歳から18歳
到達後、最初の3月31日までに児童を養育
する人(父母などのうち、所得が高い人)

◇支給額

児童の年齢	支給月額(1人あたりの月額)	
	第1子、2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000*円
3歳以上～高校生	10,000円	

※大学生年代(19歳～22歳)のお子さんから年齢
順に数え、3人目以降が高校生年代以下の児童と
なる場合1人あたりの月額：30,000円
※児童を扶養している場合などに限る

◇支給時期

支給日	支給対象月
4月3日☎	2月～3月
6月5日☎	4月～5月
8月5日☎	6月～7月
10月5日☎	8月～9月
12月4日☎	10月～11月
2月5日☎	12月～1月

特別児童扶養手当

【対象】 身体または精神に、中度または重度の
障がいがある20歳未満の児童を養育している人

◇支給額 4月から手当額が変更になります。

区分	支給月額 (4月以降)	これまでの支給額
1級該当 児童	1人につき 5万8,450円	1人につき 5万6,800円
2級該当 児童	1人につき 3万8,930円	1人につき 3万7,830円

◇支給時期

支給日	支給対象月
4月10日☎	12月～3月
8月10日☎	4月～7月
11月11日☎	8月～11月

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える
場合は支給されません。

児童扶養手当

【対象】 ひとり親家庭で、18歳到達後最初の3月31日になるまで(心身に一定の障がいがある場合は20歳未満)
の児童を養育している人(父か母の心身に重度の障がいがある、または配偶者から暴力を受けている人も対象)

◇支給額 4月から手当額が変更になります。

区分(子どもの数)	支給月額(4月以降)	これまでの支給額
1人	全部支給	4万8,050円
	一部支給	月額1万1,340円～ 4万8,040円まで
2人目以降	1人の場合の金額に 5,680円～1万1,350円加算	1人の場合の金額に 5,520円～1万1,030円加算

※支給額は所得に応じて決定します。
※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。

◇支給時期

支給日	支給対象月
5月11日☎	3月～4月
7月10日☎	5月～6月
9月11日☎	7月～8月
11月11日☎	9月～10月
1月8日☎	11月～12月
3月11日☎	1月～2月